

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

白鷹町長 佐藤 誠七

市町村名 (市町村コード)	白鷹町 (06402)
地域名 (地域内農業集落名)	浅立地区 (浅立)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月27日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は中央に国道が横断しているためアクセスが良く、基盤整備事業により区画整理された農地が存在する地区である。農地は東部と西部に分かれており、西部地区については整形済の水田が多く、水稻の作付が行われている。一方で、東部地区は山間部の農地も存在し、農業者も西部に比べ少ない状況である。特に山間部の農地については、不整形地で近年有害鳥獣(イノシシ)の被害も顕著である。本地区は、種子ほ場であり生産組合については、地域を越えての組織であり水利権も同一であるため、地域内への新規参入も促進していく。

(2) 地域における農業の将来の在り方

基幹作物の水稻については、1つの法人と種子生産組合、後継者のいる担い手を中心に営農を続けていく。種子(水稻・大豆)及び収益性の高い大豆を中心とした生産に取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	145 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	145 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
現在耕作を行っている担い手を中心に目標地図に位置づけし集積を行っていく。リタイヤ等により希望があれば、受け手の状態を見ながら集約を進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の賃借料について、現物(コメ)での支払いが多い状況もあるが、今後のほ場整備も視野にいれ農地中間管理機構を活用し、担い手への集積・集約化が効率的かつ効果的に出来るよう適宜対応していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
生産性の向上や、農地集積・集約化を図るため、効率的な用排水路の環境整備や農地の大区画化とスマート農業に対応した基盤整備事業に取り組み中。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
県やJA、農地中間管理機構と連携し、新規就農者への準備支援や就農に向けた支援体制を強化する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業委託の活用無し。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①有害鳥獣被害を軽減するため、補助事業を活用した電気柵により維持管理に務める。
- ⑨基盤整備事業と連携し、災害未然に防ぐため水路整備を行っていく。